

貿易一般保険包括保険（鉄道システム）追加特約書

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00023

沿革 平成31年2月28日 一部改正

と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年
月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（以下「特約書」とい
う。）の追加特約を下記のとおり締結する。

記

（対象契約から除外する契約）

第1条 別紙1から に規定する一の契約については、特約書第1条の規定にかかわら
ず、対象契約から除外する。

（追加特約の内容の変更）

第2条 別紙の内容は、特約書の締結時に輸出者等が設定するものとし、特約書第1条に
規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、
組織変更又はこれに準ずる場合を除く。

上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、
各自その1通を所持する。

年 月 日

輸出組合名

印

株式会社日本貿易保険代表取締役社長名

印

附 則

この特約書は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

特約書第 1 条に規定する輸出者等が である場合は、次に掲げる契約

- 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする一の契約
- 2 一の契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第 1 号及び第 2 号に該当するもの又は第 1 号及び第 3 号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）
 - 一 一の契約の相手方（一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。）が特約書第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する一の契約。
 - 二 仕向国が国カテゴリー (日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。) に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリー に該当する一の契約
 - 三 仕向国が国カテゴリー に該当し、かつ、支払国が国カテゴリー に該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む一の契約（前号に該当するものを除く。）であって次に掲げるもの
 - イ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が契約金額の二分の一以下かつ 円以上の一の契約（当該一の契約のうち対象部分に係る部分に限る。）
 - ロ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が契約金額の二分の一以下かつ 円未満の一の契約